

令和7年度深谷市児童扶養手当受給世帯支援金のご案内



物価高騰の影響等を受けている低所得のひとり親家庭等の生活を支援するために支援金を支給します！

はじめに・・・申請は不要です。

1. だれがもらえるの？（対象世帯）

令和7年4月分（5月9日振込）の児童扶養手当を受給した世帯です。
※現況届未提出の世帯は除く。

2. いくらもらえるの？（金額）

1世帯3万円です。

3. いつもらえるの？（時期）

令和7年6月30日（月）です。
※確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

4. どんなかたちでもらえるの？（方法）

令和7年4月分（5月9日振込）の児童扶養手当を受給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※受け取りを希望しない場合は、市ホームページから「受給拒否の届出書」をダウンロードし、令和7年6月13日（金）までに下記担当課宛へお早めに郵送又はご持参ください。
※児童扶養手当の受給に指定した口座を解約等した場合は、変更手続きをお願いします。
令和7年10月17日（金）までに変更手続きをしない場合、本支援金を受け取ることはできませんので、ご注意ください。

深谷市役所 こども青少年課 子育て支援係

電話：048-574-6646（直通）

「児童扶養手当受給世帯支援金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに深谷市から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに深谷市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。